新潟市告示第697号

道路区域の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき,道路区域を次のように変更する。

なお,関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市江南区建設課において,一般の縦覧に供する。

平成19年10月26日

新潟市長 篠 田 昭

道路の	路線名	区間	変更前後別	敷 地	Ø
種類				幅員(m)	延長(m)
市道	亀田1-571号線	新潟市江南区亀田早通字柳田 3152番1地先から 新潟市江南区東早通2丁目2548 番地先まで	前	3.5 ~ 8.2	884.8
			後	5.1 ~ 12.2	884.8